

事務連絡
令和4年6月30日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
の一部改正について」等の訂正について

令和4年5月31日付け保医発0531第2号における「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について」等につきまして、別添のとおり訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について」(令和4年5月31日保医発0531第2号)の別添の一部訂正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」(令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部訂正について

別添 1

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
の一部改正について（令和 4 年 5 月 31 日保医発 0531 第 2 号）
の別添の一部訂正について

I の 3 の 146（4）中の「急性期 Stanford B 型大動脈解離」を「Stanford B 型大動脈解離（解離性大動脈瘤を含む。）」に改める。

「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）
の一部訂正について

1 別表のⅡの 078 人工骨について

(3) 機能区分の定義

⑩ 専用型・頭蓋骨・喉頭気管用

次のいずれかに該当すること。

ア 次のいずれにも該当すること。

i 頭蓋骨部の骨欠損を補修又は補填することを目的とした人工骨であること。

ii ~~⑦~~及び~~⑧~~及び~~⑨~~に該当しないこと。

イ 喉頭又は気管を形成又は修復することを目的とした人工骨であること。

⑬ 専用型・椎体・スクリュー併用用

次のいずれにも該当すること。

ア スクリューと併用して使用するものであること。

イ ~~⑭~~~~⑰~~に該当しないこと。

2 別表のⅡの 146 大動脈用ステントグラフトについて

(3) 機能区分の定義

⑤ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型

次のいずれにも該当すること。

ア 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む 1 つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものであること。

イ 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

ウ ~~⑤~~~~⑥~~に該当しないこと。